

あわら市立地適正化計画に基づく事前届出制度のご案内

大規模店舗、病院・診療所、銀行・信用金庫の 立地を計画されている皆さまへ

本市では、平成 29 年 3 月 27 日に都市再生特別措置法に基づく「あわら市立地適正化計画」を策定、公表しました。

この計画は、本格的な少子高齢社会においても現在の住み良い環境が維持され、さらに利便性の高いまちへとシフトしていくことを目的としています。

この計画の公表に伴い、都市機能誘導区域外において以下に該当する開発・建築行為を行う場合には、都市再生特別措置法に基づく届出が必要となります。この届出手続きは、届出をいただくことで誘導施設の整備の動きを把握し、今後の取り組みに活用していくものです。ご理解とご協力をお願いします。

届出の対象となる行為

- ・都市機能誘導区域外で行う以下の行為

【開発行為】

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

【開発行為以外】

誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合

建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合

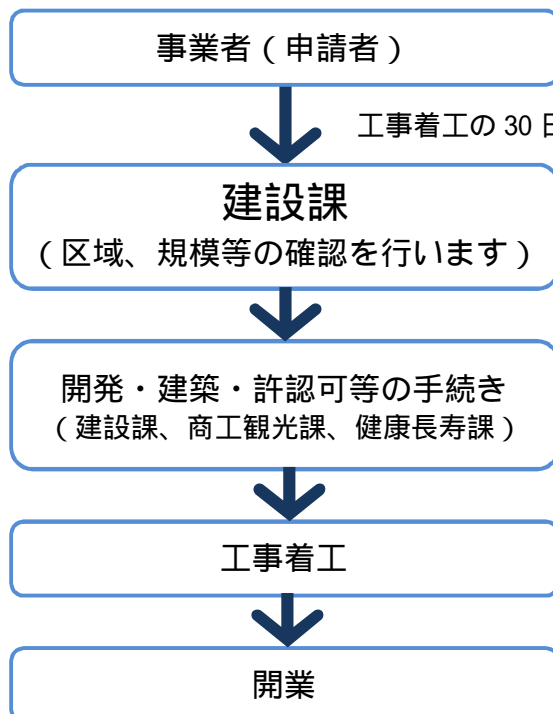
建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

- ・届出期限は工事着工の 30 日前まで

【誘導施設】

- ・大規模小売店舗(店舗面積 1,000 m²を超えるもの)のうち各種商品小売業・飲食料品小売業に分類される店舗
- ・病院、診療所のうち、内科、外科、小児科を診療科目としているもの
- ・銀行、信用金庫

手続きの流れ



- ・その開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合は、事業者と市とで調整を行います。
- ・不調となった場合は、勧告する場合があります。


【お問い合わせ先】

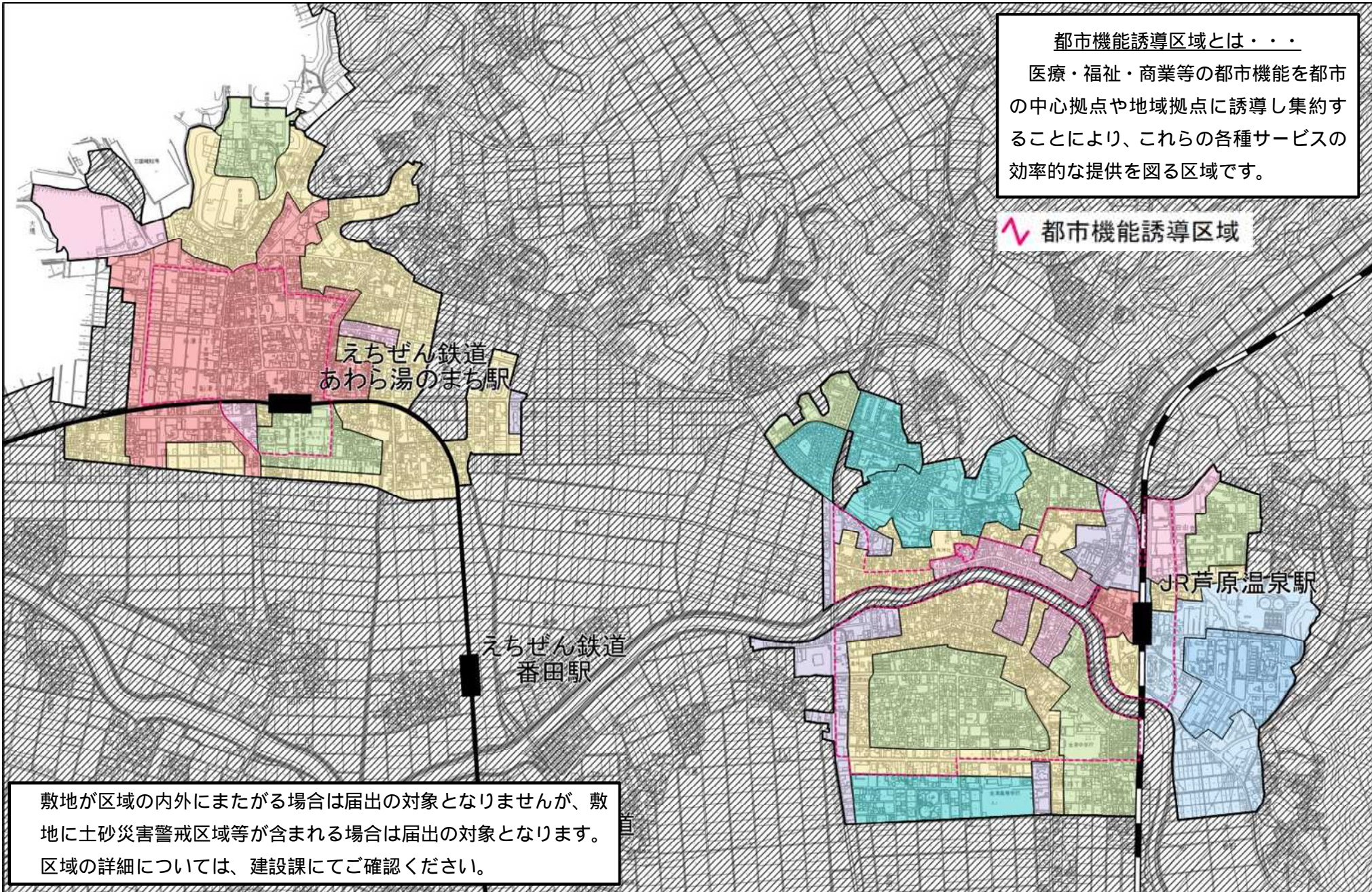
あわら市 土木部 建設課 建設・計画グループ

TEL:0776-73-8032

都市機能誘導区域とは・・・

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

 都市機能誘導区域



敷地が区域の内外にまたがる場合は届出の対象となりませんが、敷地に土砂災害警戒区域等が含まれる場合は届出の対象となります。区域の詳細については、建設課にてご確認ください。